

※下の約款は、「大分県県税預金口座振替依頼書」における、取扱金融機関との取り決め事項です。  
お申し込みをされる前に、必ずお読みください。

#### 約 款 (ゆうちょ銀行は除く)

- 1 取扱金融機関に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を指定預金口座から払出してください。
- 2 預金の払出手続きについては、指定預金口座から取扱金融機関の所定の手続きを省略して、振り替えてください。
- 3 振替日:納期最終日の2日前の日から納期最終日までの間の日
- 4 指定預金口座の残高が振替日において納付書の全額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- 5 この口座振替契約は、取扱金融機関又は県税事務所が必要と認めたときは解除されても異議ありません。
- 6 この口座振替契約を解除する場合又は記載事項に変更があった場合には、私から県税事務所に文書により連絡します。
- 7 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、取扱金融機関の責によるものを除き、取扱金融機関には迷惑はかけません。
- 8 振替内容は指定預金口座の通帳記入で確認しますので、領収証書の発行は必要ありません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

払込日 末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)